

2015.1.25
第64号

家庭問題情報誌 小あみりお

編集・発行
公益社団法人 家庭問題情報センター
PHONE / 03-3971-3741



《目次》

- 平成家族考64《若者たちの結婚観・離婚観と平成の「金の卵」について考える》1～3頁
- アラカルト《子どもは親の離婚をどう乗り越えていくのでしょうか》4～5頁
- 海外トピックス64《アメリカの養子縁組—児童福祉としての養子縁組倍増計画—》6～7頁

◆平成家族考 64

若者たちの結婚観・離婚観と平成の「金の卵」について考える

本誌第57号(2012.10.25発行)の平成家族考「最近の若者論について考える」では、恋人より友達と一緒にが気楽、恋愛は面倒、休日は家にいて洗濯や掃除をしている、というような若者たちの姿を紹介しましたが、これらは、KYにならないようにその場の空気を読み、誰とでも優しい関係を保ちたいという願望からきているとのこと。このような若者たちは恋愛し、結婚し、子どもを産み、育てることができるのだろうかと心配になります。そこで世界国際青年意識調査から、日本の若者たちと世界の若者たちとは、結婚観などで大きな違いがあるのかを見てみたいと思います。

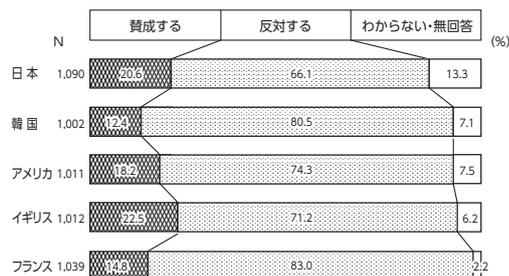
ところで、若者といえば昭和の戦後期に、東京、大阪などの大都市圏が人手不足で悩んでいたとき、それを救ったのが、東北、九州など地方の中卒等の若者たちでした。これらの若者たちは、若年ながらその労働力を期待されて「金の卵」と呼ばれ、日本の復興に貢献しました。それから60年余り、大都市圏に集中している平成の若者たちは、どのような役割を期待される「金の卵」となるのかについても考えてみたいと思います。

第1章 世界の若者たちの結婚観・離婚観 1 第8回世界青年意識調査から

内閣府は、平成19年から20年にかけて日本、韓国、アメリカ、イギリス、フランスの5か国の18歳から24歳の男女各国1000人を対象に、第8回世界青年意識調査を行い、その結果を平成21年3月に公表しています。その結果のいくつかを紹介します。

(1) 男女の役割について

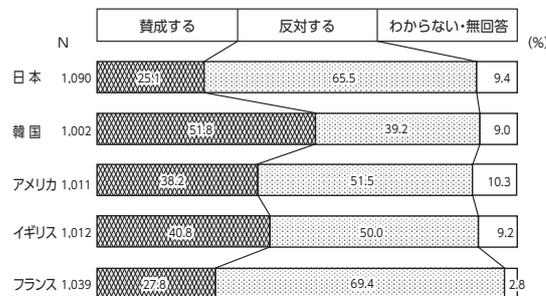
図表1 男は外で働き、女は家を守るべきだ



「男は外で働き、女は家庭を守るべきだ」という意見

に「賛成する」者の割合は、イギリス(22.5%)が最も高く、日本(20.6%)、アメリカ(18.2%)、フランス(14.8%)、韓国(12.4%)の順になっています。

図表2 子どもが小さいときは、世話するのは母親でなければならない



「子どもが小さいときは、子どもの世話をするのは母親でなければならない」という意見に「賛成する」者の割合は、韓国(51.8%)、イギリス(40.8%)、アメリカ(38.2%)、フランス(27.8%)、そして最も少ないのが日本(25.1%)となっていて、意外な感じもします。

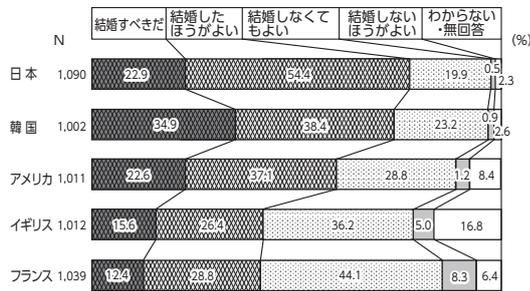
この冊子は、宝くし[®]の社会貢献広報事業として助成を受け作成されたものです。



父親の育児参加が強く言われていることに押されての回答かも知れません。

(2) 結婚について

図表3 結婚観



「結婚すべきだ」と「結婚したほうがよい」の合計で見ると、多い順に日本 (77.3%)、韓国 (73.3%)、アメリカ (59.7%)、イギリス (42.0%)、フランス (41.2%) となっています。「ふぁみりお」第55号の平成家族考で、フランスとイギリスの全出生子に占める婚外子の割合は半分近くに達していることを紹介しましたが、日本や韓国のように非嫡出子だからといって大きな不利益を受けることがないからでしょう。

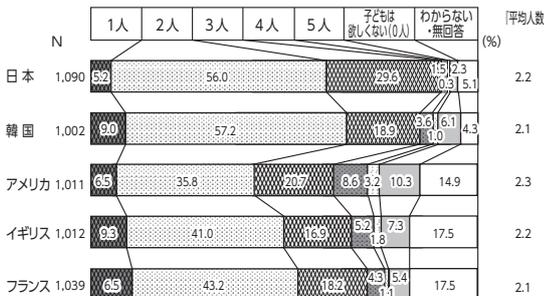
結婚すべきだ、結婚したほうがよいと考える理由として、5か国が多く挙げているのは、「自分の子どもがもてる」、「精神的な安らぎの場が得られる」、「愛情を感じている人と暮らせる」となっています。

結婚しなくてもよい、結婚しないほうがよいと考える理由は、日本と韓国は「自分の趣味や娯楽を楽しむことができる」、「1人でも不便を感じない」、「経済的に余裕のある暮らしができる」、「仕事に打ち込むことができる」を挙げ、アメリカは「趣味・娯楽」、「責任が重くなる」、「仕事に打ち込める」を挙げています。イギリスは、特に集中した理由はなく、フランスは「結婚までのみちのりが面倒くさい」(26.3%)が目立っています。

(3) 欲しい子どもの数について

欲しい子どもの数としては、5か国とも2人が最も多くなっています。

図表4 欲しい子どもの人数

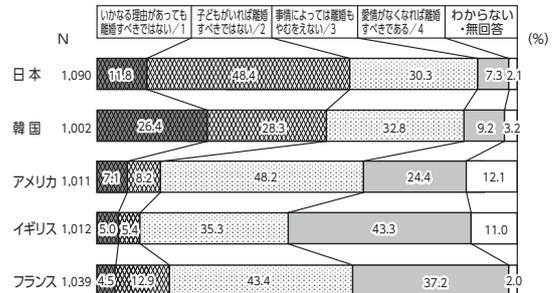


日本は、2人が最も多く56.0%、次いで3人が29.6%となっていて、4人以上はほとんどありません。

アメリカ、イギリス、フランスも、2人が最も多いのは日本と同じですが、1人から5人以上に分散し、かつ、「わからない・無回答」が多くなっています。

(4) 離婚について

図表5 離婚観



- 1 いったん結婚したら、いかなる理由があっても離婚すべきではない
- 2 子どもがいれば離婚すべきではないが、いなければ、事情によってはやむをえない
- 3 子ども有無にかかわらず、事情によっては離婚もやむをえない
- 4 互いに愛情がなくなれば、離婚すべきである

結婚したら「いかなる理由があっても離婚すべきではない」が多いのは韓国 (26.4%)で、「子どもがいれば離婚すべきではない」が多いのは日本 (48.4%)です。その他の国は「事情によっては離婚もやむをえない」と「愛情がなくなれば離婚すべきである」が断然多くなっています。日本の若者の6割以上は、子どもは両親で育てるべきだと考えており、イギリスの若者の4割以上は、子どものことより夫婦に愛情がなくなれば離婚すべきだと考えています。

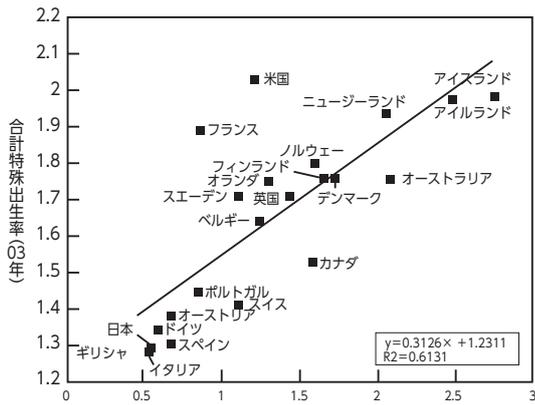
《この調査によれば、日本の若者の8割近くは結婚したいと考えており、子どもは2人か3人を欲しがっていて、子どもがいれば半数近くが離婚すべきではないと考えています。日本の若者たちの結婚や子育てを心配することはないようです。》

第2章 若者たちは、出生率を上げられるか

1 少子化対策費増により出生率を上げる方策

図表6は「社会実情データ図録」サイトの本川裕管理者が「統計データはおもしろい!」(技術評論社2010)に掲載した、少子化対策費のウエイトが大きい国ほど出生率(日本では合計特殊出生率)が高いという見事な相関図です。日本は見ても無残な有様です。内閣府も2014年10月28日発表の「家族関係支出の拡充の考え方」という参考資料の中で、遅まきながら「諸外国を見ると、家族関係支出現物給付率の比率が高まると出生率は高くなる傾向が見られる」と認めています。そして、家族関係支出と高齢関係支出の比率(0.12)を出生率の高いフランス(0.26)、スウェーデン(0.36)並みに引き上げるとすると、2011年度の家族関係支出は6.4兆円を13.6~18.8兆円に上げなくてはならない、と予防線を張っています。高齢者関係の支出だけで破産寸前にあり、社会保障費の財源にするという消費税増税も、先延ばしになりました。本誌第60号で図表6を示して触れたよ

図表6 高齢化対策に対する少子化対策の相対ウエイトと出生率（先進国間比較）



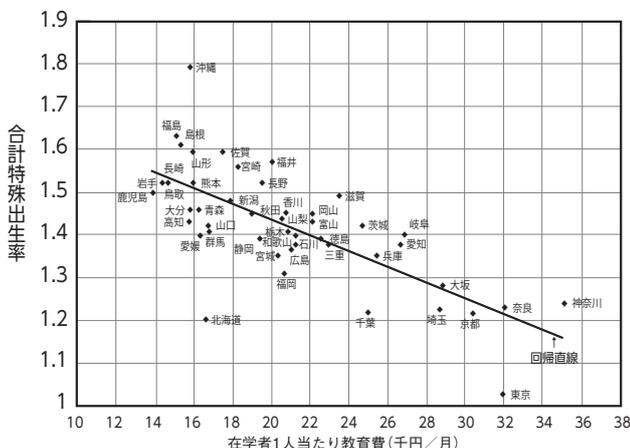
〔家族・子供向け公的支出〕対〔高齢者向け公的支出〕(2003年)
 (注) 対象は世銀定義によるOECD高所得国(韓国を除く)。公的支出は社会保険や税の支出。家族・子供向け公的支出には児童手当、生産手当、産休給付金などの他、学校教育費の公的負担を含む。ルクセンブルクはデータなし。韓国はX軸値が3.99と以上高いので除外した。
 (資料) 世界銀行、WDI/OECD、Social Expenditure Database 2007

うに、フランスは「子どもも仕事も」のスローガンのもとに卓越した給付制度と保育・教育システムで女性の就労率も出生率も上げたのですが、日本の女性は「子どもか仕事か」の辛い決断を迫られ、出産後の就労率も出生率も低下する一方です。

2 平成の「金の卵」により出生率を上げる方策

図表7（「社会実情データ図録」サイトから転載）を見ると教育費と出生率に相関があることは明らかです。

図表7 教育費の高さと合計特殊出生率の相関（1999年）



(注) 在学者1人当たり教育費は2人以上の一般世帯の教育費を平均在学者数(幼稚園から大学、及び専修学校)で割った値。
 回帰分析結果は、 $y = -0.00001822 \cdot x + 1.7997$ ($R^2 = 0.5193$)
 y : 合計特殊出生率、 x : 在校生1人当たり教育費(円)カッコ内はt値(-6.97) (32.13)
 (資料) 厚生労働省「人口動態統計」、総務省統計局「全国消費実態調査」

教育費の高い神奈川、奈良、東京、京都、大阪、埼玉など大都市圏グループの出生率は1.3以下、中でも東京に至っては、1に近い数字です。逆に、教育費の安い岩手、長崎、鳥取、福島(震災前)、島根、山形、沖縄、熊本などは、出生率が1.5を越えています。教育費の安いところは、確かに出生率が高くなっていますが、これらの地域の多くは、これから更に過疎化が進むと思われる地域でもあります。

現在、日本の若者たちは大都市圏に集中し、地方では若者が消えてしまい、今や地方が大都市からの「金の卵」を待ち望んでいるという有様です。地方が平成の「金の卵」に期待するのは、必ずしも労働力ではなく、過疎化し、高齢者だけになりつつある村や町に住んでもらい、子どもを生み・育ててもらうだけでもよいと考えています。子育てには申し分のない環境ですが、問題は収入を得る仕事があるかどうかです。テレビなどで紹介されるのは、若者ではなく、定年退職して、夫婦で地方に移住し、そば屋、パン屋、民宿などを開業したとか、農山村に移住して焼物、木工等の工房を開いたという、中年・熟年の人たちが中心です。ただ、最近は子育てを大事に思う若い夫婦が、農山村に移住する例も多くなっており、島根県邑南町のように、日本一の子育て村を目指し、いろいろな子育て支援を用意しているところも増えつつあります。

急速な少子高齢化というわが国が直面する課題に対し、政府と地方が一体となって取り組むために、平成26年11月21日、「まち・ひと・しごと創生法」が成立しました。それは、若者の東京一極集中に歯止めをかけ、地方に「しごと」をつくり、安心して働けるようにし、地方への新しい「ひと」の流れをつくり、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる「まち」の創生を目指しています。人口急減・地方の過疎化は、かなり前から予測されていたことです。泥縄式対応とも言えますが、若い世代の結婚・出産・子育てにふさわしい環境を提供できるようにするのは、喫緊の課題であり、望ましいことです。

日本の出生率は、先進国では最下位クラスを続けていますから、若い平成の「金の卵」夫婦には、欲しいだけの子どもを産み・育てるにふさわしい「まち」と「しごと」を用意してほしいものです。

そして、本誌前号の「少子化でも大事にされていない子どもたちの現状を見る」で紹介した東京のように、校門で待ち受ける先生たちと登校する子どもたちの朝の挨拶がうるさいから止めるとか、幼稚園は園児の声がうるさいから建設には反対というような「ひと」のいない「まち」であってほしいと思います。また、折角生まれ、育てられる子どもたちの命が、交通事故や親による虐待や貧困などで、簡単に奪われてしまうような「まち」であってはなりません。広々とした豊かな自然の中で、お年寄りたちに見守られて、元気で明るくて思いやりのある子どもたちが沢山育つ「まち」であってほしいと思います。そして、その「まち」を築き、地方の衰退を食い止めるのは、誰とでも優しい関係を保ちたいと願っている大都市圏に住む平成の「金の卵」たちであると信じています。

子どもは親の離婚をどう乗り越えていくのでしょうか

— 「親の離婚を経験した子どもの成長に関する調査研究」 報告書から —

このテーマについて、長期間追跡研究をしたウォーラーシュタイン博士の研究を本誌第62号のアラカルト「親の離婚を経験した子どもたちの声を聴き続けて—ウォーラーシュタイン博士の研究を振り返って—」で紹介しました。本法人は、博士の研究に触発され、将来にわたる長期的な研究を構想し、平成16年度に「養育環境の変化と子どもの成長に関する調査研究—離婚した親と子どもの声を聴く—」(第1回研究)を行い、その要旨を本誌第35号平成家族考「離婚した親と子どもの声を聴く」で紹介しました。その後8年を経過し、再度、研究を企画し、平成24年度に一般財団法人こども未来財団の研究助成を受けて「親の離婚を経験した子どもの成長に関する調査研究—家族として再編成するために—」を行いましたので、この報告書の中から、特徴的な事柄を紹介します。

なお、第1回、第2回の研究報告書は、それぞれ増刷して頒布しておりますので、購入できます。

1 調査研究の方法

親の離婚を経験した子どもを対象として、アンケート調査とインタビュー調査をしました。

アンケート調査の結果については統計的な分析をし、インタビュー調査の結果については質的分析をしました。今回は、インタビュー調査の結果を紹介します。

2 インタビュー調査の協力者

研究の趣旨を説明して研究協力者を募ったところ、9人(全員女性)の申し出がありました。この研究協力者に半構造化面接を行い、その結果から、共通する事項を拾いだし、分析しました。

研究協力者の平均年齢は29.2歳です(成人ですが「子ども」と表記します)。年齢幅は、18歳から63歳までと広いですが、30歳未満が9人中7人です。親の離婚時の平均年齢は9.6歳で、2歳から15歳までの範囲です。親権者は、9人中8人が母です。

3 共通的に見られた特徴

(1) 子どもは離婚の経緯を知りたがっている

両親の離婚時2歳、3歳であった子どもを含め、全員が、両親がどのような経緯で離婚したかを知りたがっています。

① 親の離婚を理解できる年齢に達しているのに、親から離婚の経緯の説明がなかった子どもは、親の都合に押し切られたと受け取り、不快感を強く感じています。

子どもが感じる不快感の裏には、次のような思いがあります。

何とか離婚を阻止できたのではないかという淡い幻想や期待を抱いているので、何とか自分の心情を訴えたかったという思いです。

離婚は家族にとって重要な事柄ですので、全員の意見を聞かずに、勝手に離婚してほしくなかったとの思いを強くもっています。

② 親から離婚の経緯の説明を受けた子どもは、

両親の不仲を目のあたりにしているので、離婚しないでほしいなど自分の気持ちを言える余地はなく、事後承認又は確認的な説明と受け取っています。

③ 親のDVを目撃している子どもは、説明を受けて、むしろ、母を含めて家族を守ろうという思いを強くしています。

(2) 子どもにとって、親の離婚は周囲に知られたくない事柄である

子どもは、「離婚は恥ずかしいこと」との思いをもっています。子どもは、「離婚した家庭は、家族に人格上の問題があるのではないかと、他の人に思われているのではないか」と、肩身の狭い思いをしている時期があります。自分の家庭が離婚家庭であることを友だちなどに隠そうとしています。

(3) 育ての親の余裕のなさとおじ・お婆の頑張り

離婚には親と子の生活環境の変更を伴いますので、子どもは新しい環境に適応するのに必死ですし、同居している母も新しい環境に適応し、家庭を安定させることに必死です。この中で、ひたすら前を向いて頑張っている母に、子どもは気を使っています。母の姿は、子どもには気持の余裕のない姿に映り、辛いことがあっても、母に相談できないでいます。こんな気持から、母に感謝しつつも、一方では、理不尽さ、不満、恨みをため込んでいます。両親がいる家庭と違って自分の家庭は恥ずかしいという思いをもっていることを母には言えないし、言っても分かってもらえないと感じています。そこで、部活動や趣味に打ち込んだりして、もやもやした気持ちを昇華させています。また、同居の同胞とのサブシステムを形成し、それがサポート・ネットになっている例もあります。

(4) 頑張りを支える、おじ・お婆の存在

離婚直後は、子どもは同居親に対して忠誠心をもっています。幼稚園児や小学生の頃には、

子どもは、同居親に反抗することは、自身の生命が脅かされることを意味しますので、同居親が離婚を決断した事実を含めて同居親の決断を支持して、これを受け入れ、従おうとしています。

しかし、中学生になると、母親との距離を変えていきます。この時期に、「おじ・おば」が子どもの心理的な支えとなっている例があります。おじ・おばは、母とは少し距離がある存在です。祖父母よりも父母の年齢に近い存在です。子どものサポート・ネットを考えると、母、祖父母という縦の関係の人ではなく、少し斜めの関係の親族にアクセスしてネットを形成していったと思われまます。友だちの親が、おじ・おばと同じような役割を果たしている例もあります。

この時期になると、子どもは親以外の人との社会的なつながりを求めて、行動し始めていることが分かります。

(5) 離婚家庭であることを自己開示したくなる時期がある

子どもは、成長するにつれて、それまで隠していた離婚家庭であることを、友人などに打ちあけたいと強く思う時期があるようです。この過程を経ることで、子どもは、はじめて親の離婚を受け入れることになると思われまます。

子どもは、中学生の頃までは、自分の家が離婚家庭であることを恥ずかしく思い、親が離婚していることを口にすることはできませんでした。しかし、高校進学後、友だちの輪の拡大や行動範囲の拡大に伴って、自分以外にも親の離婚で苦労している人がいることを知り、「自分の家は離婚家庭である」と言えるようになってきました。でも、この段階では、まだそれは、友人との軽い情報交換にすぎない感じです。

多くの子どもは、大学に進学して、同じ専門領域や趣味のグループなどで接した学友の中に、自分自身のこれまで辛かったことを語れるような仲間を、はじめて見だしています。子どもは、悩みを共有できる相手に自分のことを語れたときに、本当に自分を分かってもらえたという実感が得られたと言います。

(6) 別れて暮らす親との面会交流

別居親（父）との面会交流について見ると、離婚直後から自由にできたケース、途中から面会交流ができるようになったケース、全く没交渉のままのケースと3つの態様があります。

離婚直後から自由にできたケースでは、子どもが父から養育費を受け取り、母に届ける例もあります。父と面会交流をしていましたが、成長するにつれ、父親の頼りなさに失望して、会いたいという気持を失った子どももいます。それでも、父の今後の生活のことを心配しています。

離婚直後に面会交流ができないケースには、父母間の感情面の調整ができなかった例が多いです。この中には、途中で面会交流が実現した例があります。きっかけがあり、それを契機に、子どもが父と母の間を立ち回って、面会交流ができるようになったという印象です。実現には、子どもの面会交流への強いニーズがあります。

面会交流の実現が契機になって、子どもは、両親の離婚を受け入れることができるようになった例もあります。

(7) 将来の結婚観への影響がある

① 異性との関係性の不安

父母の離婚後は、母と子どもだけの生活のため、夫婦間のコミュニケーションなど男女の関係を肌で感じ取る経験が希薄です。このため、異性とどのようにかかわっていけばいいのか不安をもっています。

② 結婚への不安

「離婚家庭には問題がある」とか、「家族に人格上の問題がある」という誤った認識をもっているため、子どもは、自分も異性との交際に失敗するのではないかと、結婚しても両親のように失敗するのではないかと不安を抱えています。結婚をおそれるあまり異性と距離を置くような関係を求め、交際や結婚に消極的となり、尻込みする傾向がある子どももいます。

一方、おじ・おばなど身近な人の夫婦関係を見たり、知り合いの女性が夫と仲良く会話しているのを見て、自分もあんなふうになりたいなと思うこともあります。

③ 自分だけは失敗しないという意気込み

親の離婚を見ているだけに、自分は絶対に離婚しない、子どもに自分と同じ経験をさせないという強い意気込みがみられる例もあります。

4 子どものもつ「たくましさ」と「しなやかさ」

研究協力者というバイアスはあるにしても、これまでに出会った困難とそれを乗り越える過程を聴いていると、「たくましさ」と「しなやかさ」を強く感じまます。

「たくましさ」は、困難を乗り越えるときの頑張りであったり、忍耐力に裏打ちされたものです。「しなやかさ」は、失敗からの回復力と出会った人びとを自分を支えてくれる存在としてサポート・ネットの中に取り込む柔軟性です。

子どもは、成長のニーズに応じて、同居親との二者関係から、同胞、祖父母、おじ・おばにサポート・ネットを拡大し、さらに、別居の親、同性の友だち、父母と同世代の大人、異性の友だちへとネットを拡大していきます。

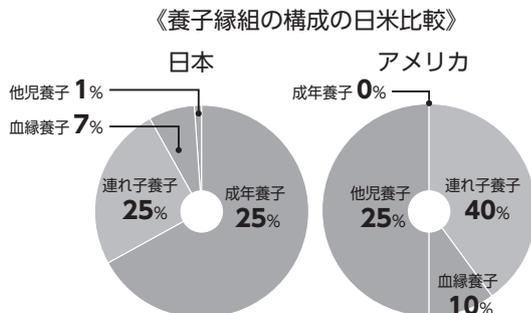
「たくましさ」と「しなやかさ」は、子どもが本来もっている力であることを知りまました。

アメリカの養子縁組

— 児童福祉としての養子縁組倍増計画 —

日本では、戦国武将が婚姻同様に勢力拡大に利用した養子縁組ですが、明治・大正期には兵隊養子（推定家督相続人となり徴兵免除目的）、妾養子（妾を養子として世間の非難をかわすため）、芸娼妓養子（人身売買をカモフラージュし、逃亡防止）、仮親養子（結婚などのため一時的に有力者の養子となり当人の家格を上げる）など、人為的に親族関係を形成する便法ともなっていました。現民法下でも、愛情豊かに養子を育てて生みの親家族とも円満な関係を保つ縁組家族がある一方で、一部の場合を除くほかは、家庭裁判所の許可を必要とせず、関係者の届出だけの手続で完了するので、学区を越境して名門校に進学するための縁組や、相続税対策の縁組、不法滞在期間の延長目的に外国人との縁組など、一部は悪用・濫用も危惧されます。年間養子縁組約 8 万件の日本は、統計のある国の中では推定 11 万件のアメリカに次ぐ養子大国といわれています。しかし、その中身は相当に異なり、日本では 1% でしかない他児養子が、アメリカでは 50% にも上っています。

1. アメリカの他児養子



出所：森口千晶「日本はなぜ子ども養子小国なのか」
井堀・野口・金子編「新たなリスクと社会保障」、第3章、東京大学出版会、2012年

アメリカでは、養子縁組のほぼ全数が未成年を対象とする「子ども養子」であり、半数は配偶者の実子を対象とする「連れ子養子」と、血縁関係のある子どもを対象とする「血縁養子」ですが、残りの半数は血族でも姻族でもない他児養子であり、その8割が国内の子どもを対象とする他児養子（40%）、海外から養子を迎える国際他児養子も2割あります。対照的に日本では、養子縁組の3分の2は成年養子であり、子ども養子は33%に過ぎず、しかもそのうち25%は連れ子養子、7%が血縁養子（うち孫養子が5%、おいめい養子が1%）となっています。

アメリカで1996年に成立した他児養子縁組65,000件の内訳は、46%が国内で生まれた婚外子を主な対象とする縁組で、37%は州立の公的機関に保護された児童を対象とする里親養子縁組、17%が海外の要保護児童を養子にする国際養子縁組です。

国内婚外子は、主に若い未婚の母に「望まれずに生まれてきた子どもたち」で、健康な新生児がほとんどであるため、縁組希望者が列をなし、民間斡旋機関における待ち時間は2年から5年といわれています。州政府の認可を受けた民間斡旋機関が養親と養子のマッチングを行いますが、医師や弁護士など個人の仲

介による縁組も多く、営利目的の斡旋は大多数の州法で禁止されていますが、斡旋機関は養親から必要経費に基づいた縁組斡旋料を徴収することができます。斡旋料の設定には裁量の余地が大きく、斡旋機関によっても、また子どもの属性によっても大きく異なりますが、健康な乳児の場合、2～5万ドルといわれています。養親希望者は出産直後の女兒に最も希望が高く、子の月齢が上がるに従い低下することが明らかです。

里親養子縁組は、何らかの理由で実親が親権を喪失し、公的な保護下に置かれた子どもを対象としています。アメリカでは、アルコール・麻薬の乱用、放任・虐待などから実親が親権を剥奪される件数が非常に多いのですが、これらの児童は婚外子に比べて年齢が高く、情緒的・身体的障がいなど、さまざまな問題を抱えている比率が高いといわれています。縁組に必要な費用は最大でも2500ドルで、養親家庭には政府から児童の属性に応じて養子手当が支給されます。2000年の統計によると、50万人の要保護児童のうち、13万人が「養子縁組待ち」の児童だが、そのうち縁組が成立したのは40%の5万人に留まり、適切な養親家庭が見つからない児童が多いのです。

国際養子縁組は、主として途上国の孤児院や公的施設に保護されている子どもを対象とし、年間2万人の国際養子の7割が0～1歳の乳児だということです。近年の主要供給国は、中国、ロシア、エチオピア、グアテマラ、韓国で、いずれの国でも養親希望者は多いのですが、中国から養子を望む者は特に多く、同国が1992年国際養子縁組を許可して以来、ほぼ一貫してアメリカへの最大供給国となってきました。その主な理由は、中国政府の「一人っ子政策」と人々の強い男児選好の結果、中国の要保護児童のほとんどが女兒という理由だけで手放された健康な乳児であり、他国に比べて子の資質に関する不確実性が低い

点があります。

2. 制度的変遷

近年のアメリカは、健康な乳幼児への養子需要が供給をはるかに上回る「超過需要」の状態にあります。歴史的に見ると常に需要が多かったわけではありません。1930年代から次第に「遺伝より環境」という考え方と良質な粉ミルクの普及により、子に恵まれない夫婦による国内婚外子を対象とする養子縁組が増え始めました。1950年代にはすでに養親希望者数が養子に出される婚外子数を上回りました。1970年代に入り中絶の合法化と経口避妊薬の普及により望まれない婚外子の数は激減し、深刻な「超過需要」が発生したのです。これに応える形で代替的な供給源として台頭したのが国際養子縁組と里親養子でした。

加えてクリントン政権下の1997年、「児童は社会的養護のまま成長すべきではない。児童の発達ニーズを重視し、児童に恒久的な愛情のある家庭という、安全で適時な託置を保障することが社会的養護の使命である」との施策により「養子縁組及び安全家庭法」が施行されました。長期間社会的養護（養育家庭）にある児童を減少させ、2002年までに養子縁組を倍増するように予算措置を講じるとともに、養子縁組の所要手続の時間短縮を求め、自己の家庭に留まることができない児童に、各州の施策を通じてできるだけ早く養子縁組家庭を与えるように要請したのです。この結果、1997年10月から翌年9月の会計年度中に公的養護から養子縁組に移った児童は36,000人、人種内訳では白人38%、黒人46%、ヒスパニック1%、先住民1%、アジア・太平洋諸島1%となっています。アメリカには合衆国民法としての養子法はなく、各州が養子法を制定しています。従来から、養子縁組は行われていましたが、上記のように、要保護児童で、親権を終了し親子関係をなくした養子縁組候補児童が養育家庭に多数残留する状況が生まれ、養子として希望され難い児童の養子縁組を促進するための法律として、1980年の「養子縁組補助及び児童福祉に関する法」や前記1997年の「養子縁組及び安全家庭法」が施行されたのです。しかし、これらの法律は養子縁組を促進させるために各州への財政援助を定めた法であり、養子縁組を成立させる民事法は各州の法律に委ねられています。

アメリカの養子縁組はすべて完全養子縁組で、日本の普通養子縁組のような型の縁組は存在しません。しかし、州によっては、実親と養親間に匿名性を取らず、子どもにとっての継続性を尊重して子どもと実親との交流と実親と養親家庭との協力を推奨するオープンアドプションや、縁組成立の次順位の目標として実親の親権を継続させながら養育するガーディアンシップ（法定後見人）という方法も導入されています。養親の条件も緩和され、共働きの夫婦、独身者、さらに多文化主義の浸透も影響し同性愛者も、認められるよ

うになってきています。

また、二人以上のきょうだいともに縁組が要される児童や妊娠中アルコール依存や薬物依存症だった母から生まれた児童、身体的・精神的・性的虐待児童などについては特別な措置がとられ、必要に応じた養親へのセラピー、カウンセリング等の費用や児童が成人するまで養育費の補助が受けられる施策もとられています。

3. 日本における他児養子

日本の他児養子縁組数は長期に減少傾向にあります。1988年に導入された特別養子制度により、翌89年は普通養子からの転換も含め1205組の特別養子縁組がありましたが、1998年以降は毎年400件未満です。

一方で、親から適切な保護を受けられず乳児院や児童養護施設等公的機関の保護を受ける児童数は、アメリカの520,000人、日本では36,000人（2003年統計）にのぼり、アメリカでは4分の3が里親または養親候補の家庭で養育を受けるのに対し、日本では9割が施設で養育され、里親家庭で養育されるのは1割にも満たないのです。しかも要保護児の将来の措置目標を比較すると、アメリカでは46%が一時的保護で家庭への復帰が見込まれる一方、20%が養子縁組、8%が長期里親委託、6%が社会的自立を目標とし、日本では要保護児童の30%は家庭への復帰が見込まれるが、53%の児童が「自立するまで施設で養育」されることを目標とし、里親委託・養子縁組を目標とする児童はわずか7%にしか過ぎず、5年以上保護される児童が40%にも達し、いったん公的機関の保護を受けた児童の多くが長期に施設で養育されるというのが現実です。

2014年上半期の児童虐待検挙数は前年同期より96件増加したと発表されましたが、年々増加しているので2005年同期の3倍にもなっています。

1998年司法統計によると、子のない夫婦による未成年養子縁組（連れ子養子・孫養子を除く）は740件で、そのうちおいやめいを養子にしたのが180件、他児養子が430件です。純粋に子どもをもちたいという個人的な要求と、社会的養護状態にある子どもたちとを結びつけることはたやすいことではありません。しかし、前号の平成家族考で取り上げた「大事にされない子どもたち」を見過ごさず、「大事にする家庭」を見出す社会的努力が必要とされる時代にはいっているといえるのではないのでしょうか。

参考文献

- 1 「養子と里親－日本・外国の未成年養子制度と斡旋問題」湯沢雅彦 監修 日本加除出版社
- 2 「日本はなぜ『子ども養子小国』なのか」森口千晶 『新たなリスクと社会保障』東京大学出版会

宝くじは、
みなさまの豊かな
暮らしに
役立っています。



宝くじは、図書館や動物園、
学校や公園の整備をはじめ、少子高齢化対策や
災害に強い街づくりまで、いろいろなかたちで、
みなさまの暮らしに役立てられています。

一般財団法人 日本宝くじ協会は、宝くじに関する調査研究や
公益法人等が行う社会に貢献する事業への助成を行っています。



一般財団法人

日本宝くじ協会

<http://jla-takarakuji.or.jp/>
